

お取引先 各位

MXモバイリング株式会社
 法人事業本部 法人ソリューション事業部長
 小畑 慶一郎

itsmoSaver サービス利用約款変更のお知らせ

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)の成立に伴い、法改正対応のため、弊社 itsmoSaver サービス利用約款を同約款第4条に基づき以下の新旧対照表のとおり変更いたします。

変更後の規定は、2020年3月1日から適用されます。

敬具

記

(下線部は変更箇所を示します。)

変更前	変更後
<p>第4条 (本約款の変更)</p> <p>当社は、個々の契約者の同意を得ることなく本約款を変更することができます。当社は、本約款を変更する場合、第3条に定める方法に従って契約者に通知するものとします。変更後の本約款は、<u>当該通知等を行った時点から</u>契約者に適用されます。</p>	<p>第4条 (本約款の変更)</p> <p>当社は、個々の契約者の同意を得ることなく、<u>①契約者の一般の利益に適合する場合または②法改正、経済情勢の変動その他諸般の状況の変化によりサービス内容、提供条件、料金その他契約内容の変更を必要とする相当の事由がある場合に</u>本約款を変更することができます。当社は、<u>①または②の事由により</u>本約款を変更する場合、第3条に定める方法に従って契約者に<u>事前に</u>通知するものとします。変更後の本約款は、<u>当該通知等に定める効力発生日が到来したとき</u>から契約者に適用されます。</p>
<p>第19条 (本サービス提供の中止)</p> <p>当社は、次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、契約者に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を中止できるものとします。但し、第1号に該当するときは、緊急又はやむをえない場合を除き、契約者に事前に通知するものとします。</p> <p>① <u>当社の設備および電気通信設備の保守または工事のために必要が生じたとき。</u></p> <p>② <u>当社の設備および電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき。</u></p> <p>③ 天災、事変、火災、停電、暴動、通信障害・規制・混雑その他の非常事態発生によるとき。</p> <p>④ 通信事業者が電気通信サービスの提供を中止したとき。</p> <p>⑤ ビリングサービスが一時的に利用できないとき。</p> <p>⑥ 法令または公的機関による規制、停止命令等が適用されたとき。</p> <p>⑦ その他当社の責に帰さない事由で本サービスの提供が困難となったとき。</p>	<p>第19条 (本サービス提供の中止)</p> <p>(現行通り)</p> <p>① <u>当社が保有または利用する設備および電気通信設備の保守または工事のために必要が生じたとき。</u></p> <p>② <u>当社が保有または利用する設備および電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき。</u></p> <p>③ から ⑦ (現行通り)</p>

以上